

理事会議事録

長野県住宅供給公社

1 日 時 令和2年3月24日(火) 午後1時15分 開会

1 場 所 公社 3階 大会議室

1 出席者 [本人出席]

理事長 太田 寛

専務理事 古厩 昭彦

常務理事 成澤 聡

理事 宮澤 和久

理事 竹内 尚久

理事 赤羽根 資裕

理事 聲山 典生

監事 塩谷 幸隆

[委任状出席]

理事 柳田 清二

理事 羽田 健一郎

[事務局]

事業部技監兼建築課長

小林 伸治

松本事務所長

小松 正始

総務部総務課長

碓井 秀樹

総務部資産管理室長

北原 力

事業部事業計画課長

塩島 道洋

住宅管理部管理課長

青木 元久仁

住宅管理部県営住宅課長

赤池 隆伸

総務部総務課係長

藤澤 厚志

総務部総務課主任

齋藤 潤

総務部総務課主事

橋本 良隆

1 議事事項

第1号議案

令和2年度事業計画及び資金計画(案)について

第2号議案

長野県住宅供給公社就業規定の一部改正について

その他

[開会及び理事会成立報告] (午後 1 時 10 分)

【碓井総務課長】

ただ今より、長野県住宅供給公社の理事会を開催いたします。理事 8 名中、本人出席 6 名、委任状出席 2 名で公社定款第 15 条第 2 項の規定による過半数に達しておりますので、本日の理事会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、堀越監事は当初出席予定でございましたが、急病のため欠席となりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に先立ちまして、太田理事長よりご挨拶をお願いいたします。

[理事長挨拶] (午後 1 時 11 分)

【太田理事長】

本日は、理事並びに監事の皆様には、年度末のたいへんお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和元年度は、中期経営計画の 3 年目として、各事業の取組み方針に従い事業を実施してまいりましたが、概ね計画どおり推移し、本年度も黒字決算を打てる見込であります。

そんな中で、当公社における今年度の一番大きな出来事は、やはり昨年 10 月の台風 19 号災害に伴う対応でありました。

公社が管理する長野市、須坂市内の県営住宅や市営住宅合わせて 300 戸以上が床上浸水し、大勢の入居者が避難生活を余儀なくされました。

公社は県や長野市・須坂市と連携し、災害発生直後の入居者の安否確認や緊急修繕などの応急対応を始め、被災公営住宅の復旧工事や被災者の移転先となる公営住宅の修繕などの業務を精力的に実施してまいりました。

また、長野市からの要請により、昨年 12 月からは、新たに被災者用応急仮設住宅 4 団地、115 戸の管理業務を受託し、現在も入居案内や建物の維持管理を行っております。

今回のような大規模な水害は初めての経験であり、職員の非常招集体制を見直すなど、この災害から得られた教訓や課題をしっかりと整理し、今後の危機管理に活かしていきたいと考えております。

本日の理事会の議題は、令和 2 年度の事業計画、資金計画と就業規程の一部改正であります。皆様方にはよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

[議長の選任] (午後 1 時 13 分)

【碓井総務課長】

議事に入る前に、お手元にお配りしてあります資料のご確認をお願いします。まず「理事会次第」、「役員名簿・理事会出席者名簿」、次に第 1 号議案の「令和 2 年度事業計画及び資金計画 (案)」、付属資料として「令和 2 年度事業計画概要」、「令和元年度経営状況等」、「長野県住宅供給公社における債権管理の状況」、続いて第 2 号議案の「長野県住宅供給公社就業規程一部改正」に関する資料でございます。続いて、その他事項に関する付属資料として「令和元年度大風 19 号水害の被災状況と対応」、「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領の改正について」、「新型コロナウイルス感染症対策について」でございます。

議長の選任ですが、本理事会の議長につきましては、公社定款第 15 条第 1 項の規定により理事長が当たることとなっておりますので、太田理事長に議長をお願いいたします。

[議事録署名理事の選任] (午後 1 時 15 分)

【太田理事長】

それでは議長を務めさせていただきます。初めに議事録署名理事の選任ですが、聲山理事、竹内理事に署名をお願いしたいと思います。

[議事] (午後 1 時 15 分)

【太田理事長】

議事に入りますが、第 1 号議案について事務局から説明をお願いします。

【藤澤係長】

総務課の藤澤でございます。第 1 号議案令和 2 年度事業計画及び資金計画 (案) につきましてご説明させていただきます。お手元にお配りしてあります第 1 号議案をご覧ください。

(以下、別添「令和 2 年度事業計画及び資金計画 (案)」に基づき第 1 号議案について、朗読説明。引き続き「長野県住宅供給公社における債権管理の状況」に基づき北原室長が説明。)

【太田理事長】 (午後 1 時 35 分)

第 1 号議案につきましてご質問、ご意見ありましたらご発言をお願いいたします。

【赤羽根理事】

市営住宅において、空き家が大変多く長年入居者がいない部屋などもありますが、公社としてそういった部屋の管理状況をお聞かせください。

【竹内理事】

空き家についても、公社として管理を行っております。特に冬場の凍結による破損がないよう水廻りの維持管理、団地周辺の草刈りなどを行っています。

【太田理事長】

他にございますか。

【古厩専務】

付属資料 3 の説明にて、新型コロナウイルスによって経営悪化が予想されるとありましたが、現時点で事業者から経営悪化による条件緩和等の相談はありましたか。

【北原室長】

今のところ事業者の取扱金融機関から、返済条件の変更等の話はまだありませんが、こういった状況で需要が止まっており、今後の経営に大きな影響が予想されますので、今まで以上に念を入れた管理体制をとっています。

【成澤常務】

補足となりますが、公社は白馬方面にて住宅併用でペンション、ホテルについても融資対象として過去事業を実施したものがございまして、白馬方面では特にオーストラリア人のスキー客が多く、また、中国の方々も次回のオリンピックの関係で選手が来日し合宿を行っております。ところが、コロナウイルスの影響で100%キャンセルになったということで、公社の損失補償案件に関わるホテル等経営的に厳しい状況となっておりますので、それらに対する支援策として金融機関と元金据置き等の策を講じながら、将来的な安定経営につなげていきたいと考えているところであります。

【赤羽根理事】

白馬、菅平でホテル等を経営されてる方達は、運転資金に余裕がなく、だいたい1、2カ月で底をつく状況にありますので、公社からも是非援助をしていただければと思います。

【太田理事長】

今回、国の経済対策で、特例措置を含めて無利子・無担保など色々なことをやっていますので、金融機関と密接な連絡をとりながら今回のコロナ、また、台風災害も含めた緊急措置的な支援策というものを一緒に考えてください。

他にございますか。無いようでしたら、第1号議案についてご承認いただけますでしょうか。

【全員】

異議なし。

【太田理事長】（午後1時42分）

第1号議案は原案どおり承認されました。

続いて、第2号議案について事務局から説明をお願いします。

【碓井課長】

総務課の碓井でございます。

私の方から第2号議案「長野県住宅供給公社就業規程の一部改正」について、ご説明いたします。まず、改正の目的ですが、労働基準法及び育児・介護休業法の一部改正に伴い、当公社の就業規程を法に沿った内容で整備を行うものであります。

今回の改正要点は、大きく分けて2点ございます。

まず1つ目ですが、労働基準法が改正され、平成31年4月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち、5日については使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。この法改正に沿うため、年次休暇の時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等についての規定を追加するものでございます。

次に2つ目ですが、令和元年12月の改正育児介護休業法施行規則の公布及び改正指針が告示されました。この改正により、令和3年1月1日から育児や介護を行う職員が、子の看護休暇や介護休暇を取得する場合、時間単位での休暇取得が可能となります。この改正法施行に先立ち、介護のための短時間勤務制度いわゆる介護時間を創設し、取得できる事由及び期間の規定を追加するものでございます。

この2点の他、所要の改正を行っております。

なお、規程改正につきましては、本来であれば理事会での議決事項ではございますが、労働基準法の改正が平成31年4月からとなっているため、早急な改正が必要であったことから、今回の改正は令和2年1月1日施行とさせていただきますことを、ご承認いただきたいと思います。

「長野県住宅供給公社組織規程の一部改正」について、私からの説明は以上でございます。

【太田理事長】（午後1時45分）

ありがとうございました。第2号議案について何かご質問等がありましたらお願いします。

【太田理事長】

労働基準法における、年次有給休暇の取得については、たぶん、現状は時季変更権があるくらいですが、どういう趣旨で変わったのですか。

【碓井課長】

まず、年次有給休暇が10日以上付与されている職員については最低年5日は取得させなければいけないというように平成31年4月から法改正がされまして、5日に満たない部分、例えばその職員が1年の間に3日しか取得していない場合について、残りの2日については、使用者が職員の意見を聞いて、時季を指定して休暇を取得させなければいけないという法改正に沿ったものでございます。

【太田理事長】

分かりました。他にご意見ございますでしょうか。無いようでしたら、第2号議案について、ご承認いただけますか。

【全員】

異議なし。

【太田理事長】（午後1時47分）

ありがとうございました。第2号議案について原案どおりご承認いただきました。

以上で議事案件は終了となりますが、その他報告があるようですので、住宅管理部からお願いします。

【竹内理事】

本日、理事長のご挨拶の中で、今年の台風19号災害についてのお話がありましたが、私から公社が管理している公営住宅等の被災状況と主な対応について、改めてご報告させていただきます。

お手元の付属資料4をご覧ください。

令和元年台風19号により、県内では千曲川流域を中心に河川の氾濫や土砂災害により甚大な被害が発生しましたが、当公社が管理受託している住宅では、長野地区の県営住宅と市営住宅が浸水被害を受けました。

県営住宅では、須坂市相之島団地と長野市篠ノ井の3団地が浸水被害を受けましたが、特に相之島団地については、浸水が深いところで人の胸の高さまで達したため、団地の大半が冠水し、平屋建てと2階建てに居住していた91世帯が避難生活を余儀なくされました。

公社は被災当日に、県と連携して電話で入居者の安否確認を行うと共に、現場の被災状況の調査を行

いました。

また、被災から5日目には、須坂市内の避難所において県と共に県営住宅入居者を対象とした説明会を開催し、今後の住まいについて、元の県営住宅へ戻るか、他の公営住宅への移転を希望するか等の選択肢を示し意向確認を行いました。その結果を受け、10月下旬に、帰宅希望者39世帯の住宅の復旧工事を発注し、11月上旬には、他の公営住宅への移転希望者20世帯の鍵渡しを行いました。

須坂市内の避難所は11月10日で閉鎖になったため、元の県営住宅への帰宅希望者には、復旧工事完了までの間、仮住まいの提供を行いました。復旧工事は、業者の作業員確保が難しい状況でありましたが、なんとか今年1月末で最後の鍵渡しが完了しました。

このほか、一般被災者向けの対応としましては、県や市からの要請により、被災者向けに提供可能な公営住宅等の空き家の整備を行ったほか、長野市が建設した応急仮設住宅4団地115戸の管理を開始しました。

また、公社独自の対応として、公社賃貸住宅をみなし仮設住宅として提供しました。

以上、台風19号災害関連の報告とさせていただきます。

【太田理事長】（午後1時50分）

質問等何かございましたらお願いします。よろしければ、続いて事業部からお願いします。

【小林技監】

事業部建築課の小林でございます。

この度、公社の「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」の改正を行いましたので、ご報告させていただきます。お手元にお配りしてあります「付属資料5」をご覧ください。

改正の目的ですが、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の更なる向上と、公共工事におけるダンピングによる工事品質の低下や、下請業者へのしわ寄せを防止するため、昨年3月に国の協議会において、入札における調査基準価格の設定範囲の見直しがなされました。

また、県の契約審議会においても同趣旨の議論がなされました。

これらを踏まえ、当公社の要領の改正を行ったものです。

（以下、別添「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領の改正について」に基づき、朗読説明）

【太田理事長】（午後1時53分）

ご質問、ご意見ありましたらご発言をお願いいたします。

説明の中で、長野県の低入札価格調査制度事務処理試行要領と同一とするというのは、対象工事についてですか。

【小林技監】

はい、そうです。対象工事の範囲の100万円超える工事という部分を長野県と同一としております。

【太田理事長】

調査基準価格と失格基準価格は公社独自の措置ですか。

【小林技監】

調査基準価格につきましては、国のモデル係数に合わせました。失格基準価格につきましては、公社独自の基準となります。

【太田理事長】（午後 1 時 55 分）

分かりました。

質問等何かございましたらお願いします。よろしければ、続いて総務課からお願いします。

【碓井課長】

総務課の碓井と申します。

私からは公社の新型コロナウイルス感染症予防対策について、ご報告させていただきます。

長野県内においても、同ウイルス感染者の発生が確認され、長野県の対応方針が示されたことに伴い、当公社においてもこの方針に準じ、付属資料 6 のとおり対応方針を定めました。公社独自の主だった対応方針といたしましては、公営住宅の抽選会について、これまで出席を必須としていましたが、任意出席に変更。部外者との接触機会がある場合は、マスク着用の徹底。不特定多数の参加者が見込まれる会議は、極力開催を中止し、参加予定者へは会議資料を郵送する、などの対応を行いました。

また、感染が疑われる場合及び発症時の休暇については特別休暇、小中学校の臨時休校等に伴い休暇が必要となる場合は職免とするなど、休暇の種類を明確化しました。

公社の新型コロナウイルス感染症予防対策については、以上となります。

【太田理事長】（午後 1 時 57 分）

ご質問、ご意見ありましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

さて、ここでご報告となりますが、古厩専務理事におかれましては、この 5 年間専務理事といたしまして公社の健全で適正な運営にご尽力いただきましたが、この 3 月いっぱいでご勇退することとなりました。古厩専務からご挨拶をお願いします。

【古厩専務】

ただいま、理事長からご紹介がありましたように、この 3 月末をもちまして 5 年間勤務いたしました専務理事の職務を退任することとなりました。皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

私の後任は、今日こちらに出席しております塩谷監事となります。一言ご挨拶をお願いします。

【塩谷監事】

監事の塩谷でございます。県の会計管理者という立場では 2 年間監事を務めさせていただきました。

4 月からは古厩専務の後任ということで、仕事をさせていただくこととなっております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【太田理事長】（午後 1 時 59 分）

古厩専務ありがとうございました。また、塩谷監事よろしくお願ひします。

その他何かございましたらお願ひします。

他に無いようでございますので、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

ありがとうございました。

[閉会] （午後 1 時 59 分）